

札幌市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）

第44条第1項の規定及び札幌市国民健康保険事業施行規則（昭和36年規則第37号。以下「規則」という。）第15条の規定による一部負担金の減額及び免除（以下「減免」という。）並びに徴収猶予について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 対象期間 申請者が減免又は徴収猶予を求める期間。
- 二 承認期間 対象期間のうち、減免又は徴収猶予を行う期間。
- 三 生活基準額 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に規定する保護の種類のうち生活扶助、住宅扶助、教育扶助の各基準に準じ算出した額に1000分の1155を乗じた額。
- 四 収入認定額 生活保護法による保護の実施要領に基づき、世帯における各個人（世帯主及び被保険者）の1か月間の就労に伴う収入及びそれ以外の収入の総額から経費等を除いて算出された額を、当該世帯単位で合計した額。
- 五 平均収入認定額 指定された期間内の各月の収入認定額の合計をその月数で除した額。

(減免又は徴収猶予の対象となる世帯の要件)

第3条 区長は、世帯主及び被保険者が第2項及び第3項に該当した場合は、当該世帯に係る一部負担金を減免又は徴収猶予することができる。

2 一部負担金の支払いが困難になった事由が、次の各号のいずれかに該当していなければならない。

- 一 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、世帯主又は被保険者が死亡し、若しくは障がい者となり、又は世帯主及び被保険者のいずれかの所有に係る家屋等の災害による損害面積が20パーセント以上となる時。なお、損害の程度については消防署等の認定基準による。
- 二 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する

理由により、対象期間の平均収入認定額の見込みが前年の平均収入認定額と比較して 20 パーセント以上減少する見込みであるとき。

三 事業又は業務(前号に掲げる事業又は業務を除く。)の休廃止、失業等により、対象期間の平均収入認定額の見込みが、その事実の発生の直前 3 か月間の平均収入認定額と比較して 20 パーセント以上減少する見込みであるとき。

四 前各号に掲げる事由に類する事由があるものとして区長が認めるとき。

3 減免又は徴収猶予の対象となる世帯主及び被保険者は、次の各号のいずれにも該当していなければならない。ただし、区長が特に認めるときはこの限りではない。

一 申請時点で保有している資産(不動産、預貯金、有価証券、保険、車両等をいう。以下同じ。)が、生活又は営業上の必需資産であること。

二 過去に一部負担金の徴収猶予を受けたことがある場合は、当該徴収猶予された額の全額を納めていること。

三 世帯主に賦課された国民健康保険料のうち、納期が到来しているものについて完納していること。

(減免又は徴収猶予の始期及び期間)

第 4 条 一部負担金の減免又は徴収猶予は、被保険者が当該申請のあった日の属する月(以下「申請月」という。)の初日以後に受けた療養の給付に係る未払の一部負担金について適用する。

2 減免又は徴収猶予の対象期間は、申請月の初日から 6 か月以内とする。

3 徴収猶予の承認期間は、第 2 項に規定する期間のうち、申請月の初日以後で区長が定める期間とする。

4 減免の承認期間は、第 2 項に規定する期間のうち、申請月の初日から 3 か月以内に区長が定める期間とする。

5 前項の規定にかかわらず、引き続き減免を行う必要があると区長が認める場合は、世帯主の申請に基づき延長することができる。なお、延長する場合の承認期間は、第 2 項に規定する期間のうち、再度申請した月の初日以後で区長が定める期間とする。

(一部負担金の徴収猶予)

第 5 条 徴収猶予は、世帯主及び被保険者が猶予期間内に、一部負担金相当額を納

付できると見込まれるときに行うことができる。

- 2 前項に該当する場合は、保険医療機関等に係る一部負担金の支払は猶予される。
なお、猶予した一部負担金は、保険医療機関等に代わり区長が世帯主から徴収する。
- 3 猶予期間は診療月の翌月の初日から6か月以内で区長が定める期間とする。
- 4 猶予した一部負担金の徴収は、猶予期間満了日を納期とし、その10日前までに世帯主に納入通知書を送付しなければならない。

(一部負担金の減免)

第6条 一部負担金の減免については、対象期間内の平均収入認定額の見込み(①)、預貯金額等の合計(②)、生活基準額(③)、自己負担限度額(④)、一部負担金見込額(⑤)を用いて算出する。ただし、自己負担限度額で1%の加算がつくものは、加算する前の定額を自己負担限度額とみなす。

- 2 一部負担金は、次に該当するとき、減免することができる。

① + ② < ③ + ④ であるとき

- 3 減額割合は次の式により算出する。なお、1%未満の端数は切り上げとする。

$$\text{減額割合 (\%)} = \left[1 - \frac{\text{①} + \text{②} - \text{③}}{\text{⑤}} \right] \times 100$$

- 4 前項により算出された減額割合に10%未満の端数があるときは、これを切り上げるものとし、100%以上の場合は免除とする。

(他法他制度の活用)

第7条 他の法律や制度の適用を受けることにより、一部負担金の納付が可能になると想定されるときは、区長はその活用を図るように助言する。

- 2 前項により助言する場合、区長は当該世帯の生活実態に留意しつつ、適切な福祉施策等の利用が可能となるよう連携を図る。

(申請書類)

第8条 世帯主は、あらかじめ区長に対し、規則第15条に定める申請書(以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- 一 申請が第3条第2項第1号に規定する原因に基づくときは、災害による居宅等の被害申告書(様式第1号)
 - 二 申請が第3条第2項第2号に規定する原因に基づくときは、災害等による農業又は漁業の被害申告書(様式第2号)
 - 三 収入申告書(様式第3号)
 - 四 資産等申告書(様式第4号)
 - 五 減免又は徴収猶予を受けようとする者の医療費見込書または調剤費見込書(様式第5号)
 - 六 申請の理由及び申告内容を証明する書類
 - 七 前各号に掲げるもののほか、区長が特に審査に必要と認めるもの
- 2 前項第1号から第5号のうち提出できない書類がある場合には、世帯主は提出できない理由又は事情を書面で区長に報告しなければならない。また、提出することができるに至った後、ただちにこれを提出しなければならない。
- 3 申請に係る一切の経費は、世帯主が負担する。

(減免又は徴収猶予の決定)

第9条 区長は、前条の申請書類を審査の上、可否を判断する。

- 2 区長は、その可否を決定したときは、国民健康保険一部負担金減免等承認(却下)決定通知書により、世帯主に通知する。
- 3 世帯主が必要書類を提出しないなど、事実について確認することができないときは、申請を却下することができる。

(証明書の交付)

第10条 区長は、前条の規定により、減免又は徴収猶予の承認の決定をしたときは、国民健康保険一部負担金減免等証明書(以下「証明書」という。)を保険医療機関等ごとに交付する。

- 2 前項の証明書の交付を受けた者が、保険医療機関等で療養の給付を受けるときは、国民健康保険被保険者証に証明書を添えて保険医療機関等に提出しなければならない。

(世帯状況及び収入資産等変動の報告)

第11条 一部負担金の減免又は徴収猶予の承認後、世帯状況及び収入資産その他の

事情に変化が生じた場合は、世帯主は直ちにその旨を区長に報告しなければならない。

(減免又は徴収猶予の全部又は一部取消)

第 12 条 区長は、一部負担金の減免又は徴収猶予の承認を受けた世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認された減免又は徴収猶予につき、全部又は一部を取り消し、規則第 15 条に定める決定通知書により通知の上、既に猶予又は減免した一部負担金について徴収する。

一 資力が回復するなど、その他の事情が変化したため、一部負担金の減免又は徴収猶予を行うことが不適當であると認められるとき。

二 虚偽の申請その他不正の行為により一部負担金の減免又は徴収猶予の措置を受けたことが判明したとき。

三 徴収猶予された一部負担金の納付を不当に免れようとする行為があったと認められるとき。

2 前項の規定に該当した場合、世帯主は、証明書を所持している場合は速やかに区長に返還しなければならない。

3 区長は、第 1 項の規定により、減免又は徴収猶予の取消を行う必要があると認めたときは、世帯主から事情を聴取する。

(標準処理期間)

第 13 条 一部負担金減免又は徴収猶予に係る決定及び通知までの標準処理期間は、申請書の提出があった日から 14 日（ただし、申請書類の内容について補正を行う必要がある場合、又は申請書類が不足し判定ができない場合は、当該申請者に対する補正及び申請書類の提出等に要する期間を除く。）とする。

附則

1 この要綱は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

2 札幌市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の取扱要綱（平成 23 年 6 月 24 日制定）は、平成 25 年 11 月 30 日をもって廃止する。

附則

1 この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

2 平成 27 年 12 月 31 日以前に減免又は徴収猶予の申請があったものに関しては、

なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日以前に減免又は徴収猶予の申請があったものに関しては、
なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 3 月 31 日以前に減免又は徴収猶予の申請があったものに関しては、
なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年 3 月 31 日以前に減免又は徴収猶予の申請があったものに関しては、
なお従前の例による。